

## 議案第12号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の額 1,003,970円

#### 2 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和7年4月20日午後0時40分頃

(2) 事故発生場所 我孫子市南新木3丁目16番地先市道

(3) 事故の状況 我孫子市南新木3丁目16番地先市道47-120号線において、街路樹が強風で倒れ、賠償相手方宅の駐車場に駐車中の賠償相手方の乗用車の車体左側面及び前面を損傷させた。

令和7年12月2日提出

我孫子市長 星野順一郎

#### 提案理由

令和7年4月20日、我孫子市南新木3丁目16番地先市道において発生した道路管理の瑕疵に基づく事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。